

12月21日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。  
（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、お手元に配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、行政報告を行います。  
笹山市長より、行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

お手元に配付いたしております資料に基づき2点ほど行政報告を申し上げます。

はじめに、あいらん家うまいもんフェスタ2012につきまして申し上げます。

去る12月1日、2日に加音ホール駐車場特設会場におきまして、あいらん家うまいもんフェスタ2012を開催し、B-1グランプリを運営する愛Bリーグの加盟団体や本県内のご当地グルメ、本市のあいらん家うまいもんプロジェクトなど22団体の出展がありました。

前売り券、当日券を合わせて約1万2,000万枚のチケットを売り上げ、1日目3万1,000人、2日目3万2,000人の合計6万3,000人ものご来場をいただいて大いににぎわいました。

当日にデビューいたしました始良市のご当地グルメあいらアゴ肉ステーキもなかなか好評で、2,100食を提供し、また、隣接した本市の特産品販売ブースも売り切れが出るほどの人気でありました。

市内はもとより県内外の多くの方々にご協力をいただき、県央始良市を広くPRし、地域おこしや交流人口の増加や地域経済浮揚を図ることなどの目的を十分に達成できたものと考えております。

次に、桜島サービスエリアスマートインターチェンジの設置協議につきまして申し上げます。

昨日12月20日に国土交通省九州地方整備局、鹿児島県国道事務所、西日本高速道路株式会社、鹿児島県などの関係委員のご出席をいただき、桜島サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）地区協議会を開催いたしました。この協議会においてスマートインターチェンジの必要性や効果、採算性などを協議していただき、設置についてのご承認をいただきました。

今後は、1月中旬にスマートインターチェンジの概要などについての住民説明会を開催し、地域の合意形成を図った上で、高速道路への連結申請や実施計画書の提出を行う予定としております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君）

日程第2、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件

日程第3、議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

及び

日程第4、議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件

までの3案件を一括議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま一括議題となりました議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件から議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件の3件について、市民福祉常任委員会における主なる審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、12月7日、10日、全委員出席のもと委員会を開会し、部長以下関係職員の出席を求め審査しました。

この3件の条例は、地域主権一括法による基礎自治体への権限移譲に伴い制定するもので、関連がありますので一括して審査いたしました。

まず、議案第77号については、介護保険の地域密着型サービスについて、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の定員と指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を規定する条例であります。

次に、議案第78号については、介護保険の地域密着型サービスについて、要介護1から要介護5までの認定者が利用できる8種類の指定地域密着型サービス事業について、それぞれのサービスごとに、基本方針及び人員、設備、運営等に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第79号については、介護保険の地域密着型サービスについて、要支援1と要支援2の認定者が利用できる3種類の指定地域密着型サービス事業について、それぞれのサービスごとに、基本方針及び人員、設備、運営等に関する基準を定めるものであります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、パブリックコメント制度による意見募集を行ったとあるが、どういう意見があったか。また、国の基準を踏襲された形になっているが、基準以上に引き上げることは検討されたのか。検討されたのであれば、どうしてできなかったのか。

答弁、パブリックコメントについては、10月1日から10月30日まで行いましたが意見はありませんでした。それから、基準以上の引き上げについての検討については、本会議の質疑の答弁でもありましたように一応検討しましたが、サービス計画などの必要書類の保存期間を2年と定めている部分を5年にしてあります。また、みなし指定の関係から始良市だけが異なったことをすると、始良市の方が他市のサービスを使いたい、逆に他市の方が始良市のサービスを使いたい場合に調整等が必要になってきます。現時点においては、従前と同じ基準にしたということです。他市も、今報告を受けている限りでは、2年の保存期間を5年ということ以外、基準を変えていないという報告を受けています。

質疑、県内市町村では、どのくらい条例化されているか。答弁、記録の保存期間の部分で、13の市町村において2年を5年にしてあります。

質疑、始良市内の日常生活圏域を加治木1、始良3、蒲生1の5地区に分けてあるとのことだが、どのような基準で分けてあるのか。

答弁、日常生活圏域の設定については、平成18年の法改正のときにおおむね中学校区で、65歳以上の人口が6,000人という一定の基準が国から示されています。平成24年の2月1日現在では、65歳以上の人口が加治木地区で5,828人、始良地区の北で3,044人、始良地区の中で4,867人、始良地区の西で3,251人、蒲生地区2,476人となっています。

質疑、参酌すべき基準というのは、自由度が最も高い基準になると思う。人員の削減、基準の引き下げ、規制緩和、民間委託など、今後、基準以下にするという可能性があるのか。

答弁、参酌すべき基準については、独自の基準ができるかどうかいろいろ検討をしましたが、他の市町村とのみなし指定の関係もあり、今回の条例の制定に関しては、サービス計画等の必要書類の保存年限の2年を5年に変更しただけになっています。今後、基準を緩くするなり、厳しくするのは、従前のサービスを受けている方との整合性もあり、また、経営にも影響を及ぼすということも出てくるとおられますので、県内の市町村の動向を見ながら足並みをそろえていきたいと考えています。

質疑、地方主権一括法に伴う権限移譲で、今後の仕事量はどうか。

答弁、業務量に対しての人員配置であります。平成18年に始まって、それぞれの旧町単位で指定をして指導、監督を行ってきています。現在のところ、前の経験者が残っており、介護保険が始まって新たにこういう制度が改正になってきたということで今後、指定をふやしていけば、集団指導、実地指導等で多くのスタッフが必要になると考えています。なお、平成24年4月から介護保険係で1名増になっています。

質疑、施設の増加でヘルパーは十分であるのか。答弁、ヘルパーの人員確保のため、国・県でも独自に基金等を活用したヘルパー養成講座を実施しています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような討論がありました。

まず、議案第77号については、反対討論として、介護保険開始時は、国の補助率2分の1であったものが4分の1になり、サービスを受けている方の負担が保険料として出てきた。今回の始良市の条例では、国の基準に従って制定している。保存期間を2年から5年に改めてはいるが、施設をふやしたり基準を上げたりすると保険料にはね返ってくるというのが制度の大きな問題点としてある。

また、今回基準を上げようと思えば上げられないことはないと思う。みなし指定があるために隣接市町村との整合性があるとの説明を受けたが、そうすると鹿児島県で統一して上げるときは上げないといけない。せつかく地方に市町村の責任で条例化できることになったが、みなし指定を考慮するためにできないという理由は違うと思う。監督や実地指導等のために人員を配置したり予算的なことも出てくるのではないか。このことは、国からきちんと交付税の中で算定されてくるのかということなど不透明なところがあるということから反対とします。

次に、議案第78号については、議案第77号と同じ趣旨の反対討論がありました。

次に、議案第79号についても、議案第77号と同じ趣旨の反対討論がありました。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例制定の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 1点だけお尋ねをいたします。

議案第77号で、3ページに反対討論が詳しく掲げてありますが、介護保険では「国の補助率2分の1であったが、それが4分の1になり、サービスを受けている方の負担が保険料として出てきた」と、「今回の始良市の条例では国の基準に従って制定している」とる書いてございますが、介護保険については詳しく載っております。

要介護1から要介護5。私がお尋ねしたいのは、2ページの一番上で「要支援1と要支援2の認定者が利用できる3種類の指定地域密着型サービス事業について」とる書いてございますけど、この要介護1から要介護5は詳しく書いてあります。

条例についてもそのように書いてありますが、比較的元気な方々、この要支援1と要支援2の認定者について、委員会ではこの条例化について議論があったものか、なかったものか。もしあったとしたら、その内容をお聞かせください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） お答えいたします。

この要支援1と要支援2の方々についてのサービス事業についてでございますが、具体的には小規模多機能型居宅介護ということで、市内に6か所あるわけでございますが、1つには通いサービス、事業所に通ってくる登録者の方に対して行うもの。2つ目には訪問サービス、登録者宅を訪問をして行うもの。3つ目には宿泊サービス、事業所に宿泊する登録者に対して行うもの。こういうことで支援を行っているということで議論をいたしております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

○23番（里山和子君） 議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件について、反対討論をいたします。

かつて公害問題が深刻化した1960年代以降、東京都や川崎市などが公害防止条例で上乘せ基準を定めて規制を強化し、住民の命と健康を守る上で大きな成果を上げました。

このような条例制定権の拡大は、住民の暮らしや福祉、健康、環境を守り、施策の充実につなげることができずし、自治権の拡充、発展にとっても重要なことでございます。しかし、今回の義務づけ等の見直しをよく見てみますと、国や地方公共団体の狙い、思惑は別のところにあるようです。

それは、憲法が保障する最低基準の一般基準化でありまして、実質的には条例委任で基準の改善を

図るというのではなくて、地域の実情に沿ってという大義名分のもとに、国が法令で定めてきた最低基準の引き下げや要件緩和を進めていくものになるうとしております。知事会や市長会の国への要望、特区申請の内容等を見れば一目瞭然でございます。

ほとんどの自治体が条例づくりに着手しておりますが、分野別ではかなりばらつきがありまして、戦略室では条例制定に着手した団体のうちの56%が国基準と異なる地方独自基準を制定したと述べておりますが、本来憲法が保障する社会福祉、社会保障、公衆衛生等にかかわる最低基準や業務の質、専門性、安全性を担保する資格要件、技術的基準などは、国が法令で基準を定め、それに必要な財源を担保するのが基本です。

法令の規定を条例に委任する選定基準や対象を抜本的に見直すべきだと思います。その上で、各自治体が住民の要求や生活の実態、地域の特性などを踏まえて条例で改善していく上乘せ横出しなどができるようにすることをより明確にすべきだと思います。

条例に委任する場合は、基本は従うべき基準にすべきではないでしょうか。その際に留意すべきことは、国の基準の水準だと思います。低い水準が従うべき基準になっては意味がありません。政府には今日の社会的、経済的な発展を踏まえて、不断に努力し向上していく責務があり、これを改善させていくことが重要だと思います。

今回の始良市の条例化では、サービス計画などの必要書類の保存期間を2年と定めている部分を5年にしたという以外は、国の基準をそのまま踏襲したということになっておりまして、みなし指定の関係から他市と差をつけるわけにいかないということが、この基準をいじらなかった理由になっているようではありますが、この理由でいきますと、県で統一していく方向になってくると思われ、市町村で条例化できるようになったというメリットがなくなってしまうのではないかとこのように考えます。

ばらつきが出てくるということで、戦略室では、「全国的には条例制定に着手した団体のうちの56%が国基準と異なる地方独自基準を制定した」と述べておりますが、地方独自の基準事例を見ましても、改善・改悪を含めて各自治体でさまざまな対応がされておまして、始良市もこの条例化が実現したということでは基準以上に見直しをしてもよかったのではないかと考えます。

以上のような観点から反対討論としておきます。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第77号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について、反対討論をいたします。

人は、高齢となりまして自立した生活が困難になったときに、自宅で家族による介護や、介護保険法に基づく介護、居宅サービスを受けるか、施設に入所して介護を受けることになります。

高齢者の住まいは、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどさまざまあります。地域主権一括法が成立しまして、こうした高齢者の介護にかかわって今まで国が定めていた老人福祉法関係、介護保険法関係等のさまざまな基準、例えば特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等が、都道府県や市町村で定めることとされたわけです。

このことによりまして、高齢者介護は今まで全国どこにいても同じサービスが受けられたものが、高齢者の住む自治体の財政状況や、市長の高齢者介護の考え方などによってサービスに差異が出てくる危険性があります。住所を変えたためにサービスが低下したとか、または上がったというようなことがあり得るということになるわけです。

政府は、「自治体が福祉に予算を使うのか、大規模開発に予算を使うのかは市長が決めることで、その自治体の市長を選ぶのは住民自身であり、住民の責任は重大だ」としております。

このような政府の姿勢は、憲法25条の第2項で「国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされておりますが、この条文に照らせば国の責任を放棄することになり、まあ、許されません。これが一番の一括法に対する私どもの考え方で

国の責任を放棄して、地方に委託したというようなことで、そこに地方の市長の考え方によって、福祉に力を入れる場合は介護もよくなるけれども、そうでない場合は、その基準よりも低下していくというようなことで、各自治体によってまちまちになるというようなことは許されないのではないかと、やっぱり国が基準を引き上げていって、よりすばらしい介護制度を確保していくべきだという考え方で、この地方分権一括法に対しては、私どもは反対しているところです。

それから、従うべき基準と標準と参酌すべき基準というのがありまして、このうちの標準と参酌すべき基準とされた事項は、都道府県や市町村の条例で独自に定めることが可能となったわけですが、参酌すべき基準とされた事項のうちで、高齢者の介護で特に重要と思われるものを幾つか紹介をしますと、第8条、非常災害対策。

それから、第11条、設備の基準で従うべき基準とされた以外の事項の全て。例えば食堂、便所、医務室、機能訓練室、汚物処理室、ブザーなど多数あります。

また、第14条では、入所者の処遇に関する計画、第16条、介護で従うべき基準とされた以外の事項の全てで、入浴または清拭、排せつ、おむつ交換、褥瘡対策などです。

それから、第25条では定員の順守とか、第26条、衛生管理、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策委員会、指針研修など。第29条では苦情処理などです。これらは、いずれも従うべき基準とすべきものではないかと思えます。

それから、今後の課題としましては、既に厚生労働省は2010年の9月に省令を改正しまして、ユニット型の特別養護老人ホームの居室面積を13.2m<sup>2</sup>以上を標準から多床室と同じ10.65m<sup>2</sup>に引き下げ

ました。これは、居室面積基準の引き下げで、ユニット型の整備促進、定員増を図るもので、居住環境の低下につながりかねないものです。

2番目に、今回の基準改正で基準該当短期入所生活介護の1、協力医療機関の設置を義務づけることにより、医師の配置を不要とする。それから、2番目に、居室面積が10.65m<sup>2</sup>、約6畳から7.43m<sup>2</sup>、約4畳半に緩和されました。

緩和の理由は、指定短期入所生活介護に比して、ほとんど緩和されていないということ。居室面積は、あくまでも短期の利用施設であって、入居施設ではないとして、理由が根拠の薄い曖昧なもので、緩和のための緩和となっております。こうした内容が指定短期入所生活介護や特別養護老人ホーム等に拡大されないか注視する必要があるということです。

3番目に、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護については、原則として対価の建築物とされておりますが、今回、これらの施設について安全性にかかわる一定の要件を満たしている場合には、2階に居室がある場合等でも準耐火建築物とすることを可能としました。これは、全国知事会などが要望している対価性機能の規制緩和につながるものとして警戒することが必要だというふうに考えます。

自治体の標準や参酌すべき基準の拡大条例化にあたりまして、全国知事会市長会は、老人福祉施設の設備、運営基準の義務づけは、地域の実情に応じて縮小すべきと考えておりまして、例えば、耐火性能の規制緩和が必要だとしておりました。これは参酌すべき基準とされたために、今後、自治体が独自色を出してこることが考えられます。

一方、標準とか参酌すべき基準で、自治体が独自色を出し、その内容が国の基準を下回った場合、介護報酬を減算させられることも考えられます。これは政府や厚生労働省が国の示す基準を下回らないようにするためのものなのか、自治体に政策誘導で独自色を出させて介護報酬を減らそうとしているのかは定かではありませんが、動向を注視する必要があるということでございます。

今回、始良市の条例では、国の基準をそのまま、変えておりませんが、先ほど77号議案でも言いましたように、横出し上乘せというようなことも考えられるわけですから、見直しをして、いい方向には市民は喜ばれると思いますので、そういう検討もされてもよかったのではないかとというふうに考えるところです。

今後、そういうことを参考にしながら、あまりみなし指定などにとらわれずに、せっかく条例化されるわけですので、いい方向に検討していただきたいということを申し添えて、反対討論としておきます。

○議長（玉利道満君） 次に、原案の賛成者に発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第78号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

○23番（里山和子君） 先ほどの介護のところでも78号でる趣旨を述べましたので、これが介護予防サービスになるということで、反対討論としておきます。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第79号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第5、議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件

日程第6、議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件

日程第7、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件  
及び

日程第8、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件

までの4案件を一括議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件、議案第81号 始良市準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件の4件につきまして、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと12月7日、12日に開催し、部長以下担当課職員の出席を求め審査いたしました。

議案第80号から議案第83号の4件については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法により、関連する政省令で定め



られていた技術的基準などについて、同様の内容で条例を定めるものであります。

まず、議案第80号について報告します。

内容は、市道にかかる道路構造の技術的基準及び道路標識のうち案内標識・警戒標識の寸法等に係る基準に基づき、市が管理する市道の構造（幅員・縦横断勾配・道路標識の寸法など）に関して道路の区分ごとに必要な技術的基準等に関する条例を制定するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、国の基準を参酌するとなっているが、そのままで問題ないと理解していいのか。答弁、今までも構造令に基づいて整備しています。幅員など道路をつくる上での基準は裏づけのあるものです。道路は本市だけのものではないので、市町村単位で決定するものではないと考えます。今のままで支障はありませんが、今後この基準が始良市にそぐわないときに改めて改正したいと考えます。

質疑、市道の1級、2級、その他の道路の違いは何なのか。答弁、目的によって種類が分けられていて、1級は大きな集落から大きな集落を結ぶ道路、2級はその間の小さな集落から集落を結ぶ道路で、1級、2級を結ぶ道路をその他の市道としています。3種、4種については道路をつくる基準です。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号について報告いたします。

内容は、準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準に基づき、市が管理する準用河川における河川管理施設及び工作物の構造（堤防・堰・水門及び樋門等）に関して必要な技術的基準に関する条例を制定するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、見直しが必要な基準はなかったか。答弁、今までも河川法を準用して改修していました。今まで不都合がなかったのが一番の理由です。始良市内に準用河川が41、普通河川が80あります。普通河川については基準を緩和してもいいと考えますが、準用河川は重要な河川と考えますので、今までの基準でと考えております。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号について報告いたします。

内容は、都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準に基づき、市が管理する都市下水路を施工する際の耐久性、安全対策及び地震対策等についての技術的基準を定めた条例を制定するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、都市下水路の対象は始良市全体で吉原排水路と天神排水路の2路線と理解してよいか。なぜこの2路線だけなのか。今後都市下水路として決定する路線はあるのか。

答弁、都市計画決定を受けた都市下水路については、市全体でこの2路線です。都市計画課が管理しているもので、排水路が25路線、ポンプアップ施設が2か所（山野、花並木）ありますが、都市計画決定を受けても都市下水路事業の基準をクリアする排水路はありません。雨水排水対策の基準であ

る浸水指数をクリアすると都市下水路事業としての国庫補助の対象となりますが、その対象になる路線はないので、予算をかけて都市下水路に決定するメリットはないと考えます。それよりも都市下水路に関する今回の条例基準に準じて社会資本整備総合交付金事業などの事業で整備したほうがよいと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号について報告いたします。

内容は、水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準は国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で条例の制定を行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、水道事業部以外にいる技術者は応援体制がとれるのか。今までこの基準で問題はなかったか。答弁、当然応援はもらえると思います。異動の要員になると考えます。基準はそのまま問題ないと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○24番（堀 広子君） 議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

まず、反対の理由は、地域のことは地域の住民が責任を持って決めるという地域主権改革の名のもとに、ナショナル・ミニマムを保障する国の責任と役割を限定し、住民の暮らし、安心安全にかかわる責任を地方に委ねるものとなっているからであります。

今回の義務づけ等の見直しは、憲法が保障する最低基準の一般基準化であり、条例委任で基準の改善を図るというものではなく、地域の実情に沿ってという大義名分のもと、国が法令で定めてきた最低基準の引き下げや要件緩和を進めていくものとなっております。

本議案は、義務づけ、枠づけの見直しにより、県道、市町村道の設計車両、建築限界、橋、高架の道路等の設計、過重の以外の技術的基準について、道路構造令を参酌すべき基準として条例へ委任されました。

始良市においては、これまでの基準で条例を制定するものでございますが、道路構造令は、道路の

安全性、円滑性を確保する観点から、最低限確保すべき一般的、技術的基準を定めたものでございます。条例が委任されると、自治体の財政的制約によって、これを下回る基準が定められ、道路の安全が崩壊をする恐れが出てまいります。そのようなことから反対の討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。  
賛成の意見です。

○2番（笹井義一君） 賛成の立場で討論いたします。  
この基準は、先ほど質疑の中にもあったように、それぞれの市町村が個別に構造の基準をつくっていくと、これはまずいと、全県的に、人々は、他市町村の方も、他県の方も、北海道の方もこの道路を通して使われるわけです。したがって、今、反対の討論がありましたのは、制度的なものについての反対討論でありまして、この基準についての討論では私はなかったように感じております。

この基準は、始良市独自で条例化するものの、内容についてはやはり全国统一されたものであるということを確認して、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第80号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第81号 始良市準用河川にかかる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件について、反対の立場で討論を行います。

本条例は現行の基準内容とするものでございますが、一括法による条例制定の問題を指摘し、反対といたします。

社会資本整備は、災害や事故から国民の生命、財産を守る上で重要な分野であるとともに、地域経済の活性化においても重要な位置づけにあります。地域主権改革によって、国がその責任を放棄すれば、国民生活に大きな被害を及ぼす恐れがあります。

現在、準用河川における河川管理施設、ダム、堤防、その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準は政令で定めることとされております。これは河川法の100条、13条2項にございます。

ところが、義務づけ、枠づけの見直しによりまして、準用河川における河川管理施設やダム、堤防

の設置基準について、政令を参酌すべき基準として条例で定めることができるようになりましたが、技術的基準が従前よりも高められるということは期待できずに、むしろ市町村の財政的制約、技術的制約によって水準の低下を招く恐れが多く出てくると思われまます。

準用河川は、管理のいかによって住民の生命、財産と密接な関係がある場合が多く、安易に設置基準を条例に委ねることは住民の生命、財産を水害の危機にさらすことになるということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第81号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） これから議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第82号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第82号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第83号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

ただいま議題となりました議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月10日に全委員出席のもと委員会を開会し、部長以下関係職員の出席を求め審査いたしました。

今回の条例制定については、地域主権一括法に関連し、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例で定めることになったことにより制定するもので、墓地、納骨堂または火葬場の経営の基本原則、経営の許可等に係る基準については、当該許可等の事務が市長の権限とされたことに伴い、これまで市の規則で定めていた基準等を条例で定めるものであります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、墓地の管理者で地縁団体になっているものがあるのか。また、維持管理について規則で定める基準によりとなっているが、どういう規則になっているのか。

答弁、地縁団体の関係ですが、この条例は来年4月1日に施行され、それ以降経営をされようとする者についての地縁団体ということです。これまである分については従前のおりとなります。墓地等の維持管理の関係ですが、規則において今度条例案が可決されて公布しようとする規則は、1点目に墓地等を清潔に保つこと。2点目に墓地等が倒壊したまたは倒壊する恐れがあるときは、速やかに危険回避措置を講じるとともに、墓地等の所有者に修復等必要な措置を講ずることを求めること。3点目に墓地等の構造設備及び施設が老朽化または破損した場合は速やかに修復等を行うこと。4点目にその他墓地等を適切に維持管理すること。この4点の規定を設けることとしています。

質疑、立入検査、立入命令が出ているが、職員をふやすことは必要ないのか。答弁、頻繁にあることではないと考えています。もしあれば、職員で対応できると思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件については、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第84号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第10、議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件

の2案件を一括議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件及び議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件の2件について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について一括して報告をいたします。

委員会では、全委員出席のもと12月7日、12日に開催し、部長以下担当職員の出席を求め審査いたしました。

まず、議案第85号について報告いたします。

都市公園標準敷地面積、公園施設の建築面積の基準、特定公園施設である園路及び広場・駐車場・便所等の設置基準については、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で定めるものです。

内容は、都市公園の住民1人当たりの敷地面積や標準敷地面積、公園施設の建築面積の基準、特定公園施設である園路及び広場、駐車場・便所等の設置基準をバリアフリー法に適合するように定めるものと、都市公園以外の公園を普通公園と定義づけ、そのための字句の整備を行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、都市公園法とバリアフリー法に基づく改正と、普通公園についての改正はどの部分になるのか。答弁、都市公園法については、条例第28条の2及び第28条の3、第28条の4に規定、バリアフリー法については、条例第28条の5で規定し、その基準を別表5で示しております。普通公園については、第28条の6から第28条の10で新規で規定しております。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号について報告いたします。

公営住宅等の整備基準及び公営住宅の入居基準については、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で定めるものです。

内容は、市営住宅及び共同施設の整備基準、市営住宅に入居することができる者の収入基準、裁量階層の基準を規定し、あわせて字句の整備を行うものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、所得制限において高額所得者となった場合、明け渡しを市が強制的に執行することはあるのか。答弁、そのような方にはお知らせをしています。年に1回収入の報告をいただいております。所得に

については税務課に照会して調査することができますが、あくまでも申告制です。その後の調査でそういう話があれば照会したいと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第85号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件に反対の立場で討論をいたします。

地域主権改革によりまして進められている公営住宅制度の見直しは、公営住宅の整備基準及び入居収入基準について、国の義務づけ、枠づけを廃止し、さらに公営住宅の計画的整備を廃止するものです。

公営住宅の整備基準は、「国が定める整備基準に従い行われなければならない」と規定する公営住宅法第5条を、「国で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるものとする」と改定されました。一括法32条は条例によって国の基準の切り下げを可能としております。

条例委任で地方任せにすることにより、修繕、改修はさらにおろそかになる可能性が出てまいります。入居者の安全で安心して居住する権利が脅かされることになりかねません。

また、公営住宅の入居収入基準が2010年の政令の改定によりまして、それまでの所得月額が20万円以下から15万8,000円以下へと引き下げられました。基準を引き下げ入居対象者を狭めても、住宅への入居は難しい状況ではないでしょうか。

公営住宅法の見直しは、居住の権利、居住権を脅かすこととなります。このように公共住宅の整備基準や入居収入基準は、国が定めた最小限保持すべき技術的基準であります。これを放棄し条例に委任することは、国民住民の安全性や快適性などでの地域間の格差を生み出しかねません。

以上申し述べ、討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第86号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第12、議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第13、議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件及び

日程第14、議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

の3案件を一括議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件から議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、12月10日に全委員出席のもと委員会を開会し、部長以下関係職員の出席を求め審査をいたしました。

なお、議案第87号から議案第89号までの3案件については、関連がありましたので、一括して審査を行いました。

今回の一般廃棄物処理施設（清掃センター、し尿処理場、最終処分場）の設置及び管理に関する条例3件の一部改正については、地域主権一括法に関連し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌し、市町村の条例で資格に関する基準を定めるよう規定されたため、国の基準を参酌し検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し同様の内容で各条例に定めたものであります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、本市の技術管理士が10名程度おり、そのうち32歳が1名、34歳が2名で地域の実情に応じ



た市独自の条例化は必要ないと判断したとあるが、どういう意味か。

答弁、地域主権一括法により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌し市町村の条例で資格に関する基準を定めるよう規定されました。このため、技術管理者がいないと処理施設の操業はできないわけですが、現在、技術管理士の資格を有する者が10名程度おり、その中に若い職員も3名いることから、30年近くは大丈夫ということになります。また、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有した者も資格を得ることができますので、国の基準と同じ内容で定めたということです。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

まず、議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については、討論はなく、採決の結果、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については、討論はなく、採決の結果、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件については、討論はなく、採決の結果、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから一括で質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第87号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第87号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第88号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第88号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第89号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第15、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件

日程第16、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件

日程第17、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件

日程第18、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件

日程第19、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件

日程第20、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第21、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止  
について

の7案件を一括議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件から議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についてまでの7案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、12月7日、10日、18日に開会し、関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、議案第90号について報告いたします。

暴力団は、恐喝や薬物犯罪等を敢行する一方、企業活動や社会運動等を標ぼうして、市民生活に大きな影響を与えているところです。

鹿児島県では平成22年4月1日に鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例が施行されましたが、いまだ暴力団の活動を完全に封じるに至っていない状況です。

本件は、市民の皆様や事業者の方々と力を合わせて暴力団に屈しないまちを実現するとともに、青少年に対する暴力団排除教育の推進を図り安全、安心な市民生活に資するため、条例を制定するものです。

主な内容は、市、市民及び市内事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団に利することとなら

ないように市の事業や公の施設の使用を制限するものです。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、さきの本会議で、暴力団員が20数名いると説明があったが、構成員、準構成員別の人数と、始良・加治木・蒲生の地区別人数がわかるか。答弁、始良市内の暴力団員の情勢ですが、捜査上の問題で、公表することによって暴力団の組織としての動きが予想されることもあり、警察からは示されていません。始良警察署管内に20数名いるとのことで、若干ふえているとのことです。3地区の人数については把握できておりません。

質疑、実際に脅されていると怖いと思うが、市民が不安を解消する手段をどのように考えるのか。

答弁、県で条例が制定されたとき、一般市民のリーダーが刺された事案がありました。あの事件を解決しなければ市民からの信頼は得られないとのことで徹底して捜査を行い検挙しました。北九州で顔を切られた事案は、自分だけしか知らなかったため事件となりました。警察がその情報を把握していれば何らかの手だてができたかもしれない。黙っていることが一番危険ですよということを知らせることが大切だと思います。暴力団を逮捕、隔絶させることが警察の任務であり、情報を提供してもらい、市民生活を守ることで市民に安心を与えることとなります。これが、この条例の趣旨だと思います。

質疑、第11条で青少年に対する教育等のための措置とあるが、教育委員会と協議をして、年間何時間の授業をお願いするのか。答弁、年に1回1時間はするように依頼しています。しかし、それをするかしないかは学校の判断であり、やっているところと、やっていないところがあるとのことでした。強制ではありませんが、条例制定後は薬物乱用防止教室等を開催してもらうように教育委員会へお願いしたところです。

質疑、市民への広報ですが、回覧板などはほとんど見ない。広報紙以外に市民へ知らせる方法は考えているか。答弁、いろんな催しを利用してビラの配付をしたり、独自のキャンペーンをしてイオンやタイヨーで街頭広報活動をし、暴力団に関係する事案で悩んでいる方は相談するように、直接訴える広報活動を行います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件について、報告いたします。

まず、概要について申し上げます。

本市の公平委員会は、地方自治法第252条の14及び地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、現在、鹿児島県へ事務委託しています。

本件は、合併後3年目を迎えていること、また、合併協議会の意見として早い時期に市独自で公平委員会を設置することが求められていたことを踏まえ、今回、地方自治法第7条第3項の規定に基づき条例を制定しようとするものです。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、3人の委員は労使双方と言われたが、どちらが2人で、どちらが1人になるのか。答弁、法的には、執行部側とか労働者側とか決まっておりません。独立した機関です。職員から不利益処分の訴えがあると、双方から意見を聴取し判断を下します。労使双方、また、男女共同参画を加味し3月議会で提案したいと思います。

質疑、女性の登用にも努めることはいいことですが、労働法に知識のある方の選任になると資格が

必要なのか。答弁、別に資格は必要ありません。例えば、委員長は中立で他の2名が労使の代表にする方法、また、3人全てが中立の立場の方と、選任方法はいろいろあるかと思います。まずは引き受けてくださるかが問題であり、女性の登用にも努力はしますが、そこのところはご理解ください。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件について、報告いたします。

まず、概要について申し上げます。

本件は、始良市公平委員会の設置に伴い、地方公務員法第9条の2第2項において準用する同法第31条の規定に基づき、公平委員会の委員の服務の宣誓に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

宣誓書の内容につきましては、「始良市職員の宣誓書」と同じです。

特に報告するような質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件について、報告いたします。

まず、概要について申し上げます。

地方公共団体において高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、人材の効率的な任用形態の活用が必要になっており、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されました。

任期付職員制度は、職員の正式任用としての採用に期限を付する「期限付任用」であり、多様で柔軟な任用を行うことにより行政サービスの一層の充実を図るものです。

今後、地域主権一括法や県からの権限移譲により業務量の増大が予想される中、本市においても住民サービスを維持していくため、効率的な人材活用を目的とする任期付職員の採用制度を導入する必要があることから、本条例を制定しようとするものです。

次に、主な質疑を申し上げます。

質疑、一般職の任期付職員というのは、どのような職種か。

答弁、育児休業をとった場合は3年の育児休業ができますので、保健師、栄養士、保育士などが対象になります。一般職では対応できません。今後、訴訟問題等が出てくる場合がありますので、弁護士等も対象になってきます。どうしてもその職種が必要な場合のみ任期付職員を採用するのであって、育児休業をとったから即、任期付職員を採用するということではありません。現在補充は、臨時職員として採用しておりますが、今後は育児休業を3年間とると申請した場合この制度を利用するのであって、短期の育児休業の場合は今までどおり臨時職員で対応します。あくまでも長期の休業の場合1年以上に限って、正規の職員として採用するものです。採用は公募して採用試験を行います。職員が休みをとりやすいように、環境整備を行うことにもなります。

質疑、高度の専門的な知識を持った職員は、顧問弁護士制度があるのであれば必要ではないと思うが、具体的例を示して説明せよ。

答弁、法律的な相談業務に加えて、条例制定、職員への法的指導、民間とのトラブル、税の債権等

の問題などを職務としてさせることができます。顧問弁護士には、そのような業務はできません。今の情勢を考えると法的知識を持った方を市に迎えることは大変有効なことと考えています。今、救急に採用しなければならないということではありませんが、体制を整えておくための法の制定であります。今後、市民相談業務や住民トラブルなどさまざまな問題の解決に取り組むことが、市の重要施策になってくる場合が出てくると思いますので、そのための法整備は必要と考えています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件について、報告いたします。

まず、概要について申し上げます。

現行条例の規定では、職員を派遣した場合や長期休職した場合も当該職員も定数内の職員として算定しているため、その代替は原則として臨時職員で対応しています。法改正や新規事業による一時的な業務量の増加等に、今後任期を定めた職員で対応できるよう、今回、始良市職員定数条例を改正しようとするものです。

主な改正内容は、今後、職員定数管理の円滑な運用を図るため、第4条で定数外職員の規定を追加し、併任を命ぜられた職員、他の地方公共団体や公益法人等に派遣された職員及び地方公務員法等の定めるところにより、休職することが認められた職員などを定数外の職員とすることができる旨の改正を行おうとするものです。

主な質疑を申し上げます。

質疑、議案93号と94号の関連について説明せよ。答弁、育児休業をとったり、専従で組合へ出向している職員は、今まで職員としてカウントされていましたが、93号の制定、94号の改正で定数外となるため、その期間を任期付職員の採用で正規職員をカバーできるということです。それにより定数の増減がなくなることとなります。

質疑、今回、消防署職員はなぜ適用しなかったのか。答弁、今回見送ったのは、消防庁舎を建設しますし、はしご車の導入も検討します。そうしたときには、定数増の問題もありますので、そのときに検討することになりました。消防の場合は、消防学校に行っている間も給料を支払いますので、前倒しして採用した場合は、それだけ費用もかかることとなります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件について、報告いたします。

まず、主なる概要について申し上げます。

今回の条例改正の内容は、平成22年度策定の始良市行政改革大綱及び23年度策定の始良市組織機構再編計画に基づき、簡素で効率的な組織・機構と事務の効率化の観点から、始良市部設置条例で規定している市長部局の1部1課である工事監査部、行政改革推進室及び会計管理部について、部としての位置づけを廃止しようとするものです。

それぞれの部が所管する課について、会計課は地方自治法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織として独立した課とし、工事監査課及び行政改革推進課は、総務部所管の課とするものです。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、工事監査課の独自性は保たれるのか。答弁、工事監査部は、工事監査課になりますが、場所も今のところ。身分も部長級で、議会答弁も工事監査官が行うことになります。組織上は総務部に所属しますが、職務上は何ら変わることはありません。

質疑、行政改革推進課が、行政管理課に変わりますが、行政改革推進は終わったのか。答弁、行政改革大綱、行動計画、7つの指針を策定いたしましたので、今後は策定したものを管理することになりますので、行政管理課という名称で検討しています。

質疑、組織再編計画の時期を示すことができないのはなぜか。

答弁、現在の組織が市民に浸透しているかもまだわかりません。第2次大綱の作成や定員適正化管理計画など、28年度までですので見直しをしなければなりません。その時点で一部の見直しはできますが、大幅な見直しはできないと思います。具体的には、グループ制の検討もしなければならぬと思います。具体的な時期については示すことはできません。また、庁舎の建設とあわせて考えなければ再編計画もつukれないのではと思っています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についてについて、報告いたします。

まず、概要について申し上げます。

これまで公平委員会の事務については、鹿児島県に委託していましたが、今回、始良市公平委員会を設置することに伴い、この委託に関する規約を廃止することについて県と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

特に報告するような質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） これから議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第90号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第91号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第92号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第92号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第93号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第93号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第94号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第94号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件について、反対討論をいたします。

今回、工事監査部、それから、会計管理部、それから、行政改革推進室を格下げするような議案になっているんですけども、私は、この工事監査部というのは、部長をちゃんと置いて、工事に対する監査を公平化というようなところをきちんと見てもらう必要があるということでやっぱり工事監査部というのは置かなければいけないと思っております。

最近うわさを耳にしたりするんですけども、加治木のある業者が仕事をたくさんとって羽ぶりがよくなってきているとか、それから、3か月間で2,000万ぐらいのもうけがあるような工事をしたみたいだとか、そのような、これはうわさですけども、そういうことが私の耳にまでうわさとして入ってくるわけです。

そういうようなことがうわさである間はいいいんでしょうけれども、何かその特定の業者だけが優遇されるようなとか、工事にもいろいろ問題があるようなとか、そんなようなことが事実としてなってくると大変なことになるわけですので、やっぱりこの工事監査をきちんとしていただいて、部長というのは一定の大きな権限を持ってもらって、部内、行政の中でも独自のいろんな調査とか監査監督をしてもらう必要があるということをお大変、これからまた松原小学校建設、それから、消防署の建設、それから、ミニ学校給食センター建設計画も出ておりますし、大変、30億、40億ぐらいの大きな公共事業がどんどん出てくるわけですから、行政と癒着が起きて、公平でないような工事請負などが行われたりしないように、きちんと工事監査部というのは機能を果たしていただきたいという意味からも、やっぱりきちんと残しておくべきだろうと思います。

それから、会計管理部ですけども、これは会計課になるということなんですけれども、以前、あまりいいことではないんですけども、旧始良町でお金の管理のことでちょっとした事件が起きたんです。

住民課の職員だったと思うんですけど、入れるべきお金を会計課に納めていなくて、町長さんも一定の、自分の給料の減額とか、職員の処分もあったりしたと思うんですけども、そういう事件が起こる場合もあるわけです。台なしになって、もっと大きな予算になっておりますから、そういうことが起こらないとも限らない。

やっぱり一定の独立した機関として会計管理部というのは、市民の税金とか国からの交付税とかをきちんと管理して運用していく部ですので、これもきちっと残しておかなければならない部だと思います。

行政改革推進室は一定の役割を終えたのかなというふうに思いますので、これは推進課になってもいいと思うんですけども、私は、その2つの部はきちんと部として残して、一定の役割を果たしていただきたいという意味で反対討論としておきます。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第95号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 次に、議案第119号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第119号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第119号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第22、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について、市民福祉常任委員会におけるその主なる審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、12月7日、10日に全委員出席のもと、部長以下関係職員の出席を求め審査いたしました。

予算書14ページ、認定調査等費の補正151万円の主なものは、332人分の追加にかかる主治医の意見書作成手数料140万円であります。

予算書15ページ、介護サービス給付費の補正3億5,810万円は、要介護1から要介護5までの認定者の居宅介護サービス給付費1億9,000万円、施設介護サービス給付費1億5,900万円、居宅介護福祉用具購入費50万円、居宅介護住宅改修費860万円であります。

予算書16ページ、介護予防サービス給付費の補正1,130万円は、要支援1及び要支援2の認定者にかかる介護予防住宅改修費710万円と介護予防地域密着型サービス給付費420万円であります。

予算書17ページ、高額介護予防サービス費の補正30万円は、要支援1及び要支援2の認定者にかかる増額分であります。

予算書18ページ、特定入所者介護予防サービスの補正4,170万円は、要介護1から要介護5までの認定者にかかる給付費の増額分であります。

予算書19ページ、包括的支援事業費の補正130万円は、地域包括支援センターの派遣職員にかかる負担金増額分であります。

これらに対する財源としましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金で対処しています。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、主治医の意見書作成の在宅更新、在宅新規、施設更新、施設新規にかかる手数料は定額なのか。答弁、この手数料については、介護保険が始まった平成12年から医師会との申し合わせにより定額となっています。

質疑、今回の補正は、昨年と比較するとどうか。答弁、補正額の数字の計上部分ですので、金額で言えば昨年の補正額と比較して数千万円少ない状況です。今回、4億を超える補正をお願いしていますが、やはり認定者の増加が要因と思われます。

質疑、任意事業交付金で、始良市ではどのような任意事業があるのか。答弁、任意事業の中で行っている事業としては、長寿福祉係が所管しています配食サービス時にかかる経費や住宅改修にかかるケアマネージャーの理由書作成手数料等があります。

質疑、特定入居者介護サービス費の施設利用者の増、ユニット型個室の増とあるが具体的にはどうなっているか。

答弁、施設利用者の増については、食費にかかる部分が24年3月末で延べ664人、居住費が213人、合計877人です。24年7月分では、食費の部分が667人、居住費が233人、合計900人となっており23人増加しています。また、多床室の方の負担はありませんが、昨年度からのやすらぎの里がユニット型に変更されたことが1つの要因となっています。

質疑、今後、ユニット型個室の施設になっていくのか。答弁、現在、国は多床室に補助金は出していないので、今後は、これからの生活スタイルなどでユニット型個室になっていくと思われます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）は、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 昼食前ですが、1点だけ手短にお尋ねします。

ページ26ページの報告の中で、要支援1、要支援2の認定者にかかる介護予防住宅改修費が710万円となっています。この要支援1、要支援2、それぞれサービスが受けられる金額が決まっているわけですが、お尋ねするのは、この改修費が何人分なのか。

それと、この住宅改修ができる事業者が登録数があると思うんですが、そこらの登録者数の件数が明らかになっているのかどうか、そのような議論があったのか、お尋ねをいたします。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 住宅改修費についてでございますが、予算書の16ページ、この

中で、給付費の追加内容ということで、介護予防住宅改修費が710万円、介護予防地域密着型、これが420万円、こういふことで1,130万円となっているんですが、住宅サービス等について、これは対象者、要支援1、2でございますが、その住宅の件数については出ておりません。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第101号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第101号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、昼食休憩といたします。午後は13時から開会いたします。

（午前11時53分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後0時57分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第23、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）の所管部門について、総務常任委員会は12月7日、10日、18日に開催し、現地調査を含め、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告します。

まず、主なる歳入について申し上げます。

予算書15ページ、目7総務費国庫補助金、テレビ難視聴地域解消事業補助金1,793万9,000円。19ページ、目1繰越金、前年度繰越金1億4,219万3,000円。20ページ、目7消防債、消防防災施設整備事業4,750万円です。

次に、主なる歳出について申し上げます。

ページ21ページ、議会事務局費について報告いたします。

目1 議会費、報酬103万9,000円は、加治木選挙区補欠選挙で当選された2人の議員報酬の補正です。職員手当等20万3,000円は、議員辞職による議員期末手当の減額補正です。

22ページ、総務部総務課について申し上げます。

目1 一般管理費79万6,000円の減額は、人件費に伴う減額補正と行政連絡事務委託料40万9,000円で、世帯の転入増に伴うものです。

目2 文書広報費、需用費の170万円は、市への権限移譲が行われることに伴い、今定例会以降に大量の新規条例や一部改正、それに伴う規則・要綱等の制定に対応するための補正です。役務費の600万円は、本年4月からバーコードつき郵便物のみ1,000通以上が割引の対象となったことに伴うものであります。これまで1通当たり1,000通以上割引の対象50円に対応できたものが、100通位以上割引の65円になり15円の値上げになったものです。

目4 財産管理費、公有財産購入費の4,221万9,000円は、株式会社愛歯への売却に伴い隣接地を、今後の企業進出に備えて購入するものであります。面積は2,528.79m<sup>2</sup>、1坪当たり5万5,000円であります。

24ページ、目1 税務総務費27万7,000円の減額補正は、人件費に伴うものです。

目2 賦課徴収費、償還金、利子及び割引料の400万円は、市税過誤納還付金の不足によるもので、今後も還付金が発生すると予想されるための補正です。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、行政連絡員委託料の増は、何世帯ふえたのか。どこの地区がふえたのか。答弁、ふえたのは、松原上とか高樋とかいった1,000戸を超える地区です。アパートやマンションの建設に伴う増になります。当初予算においては1万8,500世帯と見込んでいましたが、実際に委託料を算出する5月時点では1万8,660世帯ほどあり、その差額を計上するものです。

質疑、文書広報費の追録代の補正は、定期的な補正になるのか。

答弁、合併後、相当数の条例制定を行い、23年度は追録代として760万円を執行しました。24年度は450万円の当初予算を計上しましたが、地域主権一括法の改正や合併当初の条例等にそごが生じてきましたので、今回お願いするものです。来年度も大幅な法改正等が行われますと、それに伴う条例、規則、要綱などの改正が行われ、補正予算の計上も出てくる可能性もあります。

質疑、後納郵便料は、バーコードつき郵便のみ1,000通以上が割引対象のことだが、当初予算でも予算計上している。600万円もの通信運搬費の補正が必要なのか。

答弁、今年度からバーコード対応でないと1,000通以上割引ができないという通知がありました。その通知が年明けだったため、当初予算に組むことができませんでした。現在のところ、100通以上の割引しかありませんので、1通当たり15円昨年より高くなっております。今後の対応として、現在基幹業務の電算システムの検討を行っていますが、1,000通以上の通知を行う業務についてバーコード方式がとれないか、電算係と協議中であります。

質疑、須崎地区公共用地の1m<sup>2</sup>の単価が1万6,695円と積算されているが、鑑定士を入れて積算しているのか。また、購入費については全て一般財源か。答弁、この単価は始良市土地開発公社に、昭和62年から平成2年までの間依頼しまして、工事、事務費等の総額を簿価という形の中で計算しておりますので、ほぼこの価格は変わりません。坪に換算しますとおよそ5万5,000円になります。公社から市への買い戻しですので全額一般財源です。

質疑、現在、還付金の支払いを待ってもらっているのが何件あるのか。答弁、固定資産税が1件、法人税も数件あります。特に大きなものは固定資産の本税だけで100万円、これに還付加算金が4.3%つきますので、どんどん膨らんでいきます。

次に、22ページ、企画部企画政策課について申し上げます。

目8企画費、使用料及び賃借料の2万円は、錦江湾奥会議が平成25年1月23日に、本市で開催するに際しての会場使用料です。

26ページ、目2委託統計調査費は、本年2月1日に実施した経済センサス活動調査の事後作業に要する経費の組み換えをするものです。

情報政策課、22ページ、目9情報管理費、負担金、補助及び交付金の745万3,000円は、テレビ難視聴地域解消事業として、加治木町鶴原地区12世帯、北山北野地区4世帯、高性能アンテナ等対策事業24地区46世帯において、共聴アンテナ施設整備に要する補助金の不足額の計上です。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、共聴アンテナの設置場所と、受信家庭までの距離はどれぐらいか。答弁、鶴原地区に農協の支所の跡地がありますが、そこから加治木のほうに、南原商店があります。そこからおよそ1,200mから300mに受信点を予定しています。

質疑、高性能アンテナ等対策事業の24地区46世帯には自己負担は発生しないのか。答弁、1世帯当たり標準で42万9,000円かかります。そのうち3分の2が国の補助、NHKが映らないところは10万円の補助があります。残りが3万5,000円を超える場合は、半額を県と市が補助をし、市の負担分のうち7,000円を限度に個人負担が発生します。

次に、ページ22ページ、加治木総合支所費について申し上げます。

目10加治木総合支所費、需用費の40万円は、総合支所の電線の劣化に伴う張りかえ及び電話交換機バッテリーの交換にかかる修繕料であります。委託料の540万円は、港町地域飲食店街の安心・安全並びに活性化について、ハード面の整備を行うため浜通線、網掛通線を中心とした港町飲食店街一帯の測量業務、設計業務及び市道と、堤部分の空洞調査の委託料であります。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、網掛通線の整備をすると交通量がふえるので、してほしくないとの声もある。また、費用対効果があるのかも疑問である。

答弁、県と協議をしたところ、違法駐車があり苦情を受けており、どうにかしてほしいとのことでした。また、段差があり転んでけがをすることもあるので、あの道路をフラットにし、家があるほうに歩道を設けて安心・安全なまちにしたいという構想を持っております。文化財の担当とも協議をしましたが、文献も残っていないし、残さなければならぬものとは判断していないようでしたので、住民の安全の担保のためにも、今回このような判断をしました。費用対効果につきましては、港町一帯の整備を進めることで、店舗がふえることも期待しての整備計画です。

質疑、石畳を残すことも大切だが、インフラ整備もやるべきだと思う。里道の整備については住民の負担はないのか。あわせて今回の整備の背景を説明せよ。

答弁、今回の整備を進めるに当たって住民や商工会の意向調査をいたしました。浜通線の側溝の悪臭がひどいということで、街路灯の整備とあわせ改修してほしいとの強い要望がありました。測量に関しては、6路線を全部行いますが、整備を行うのは浜通線と網掛通線です。里道に関しては測量だけです。ここ一、二年で10店舗ほど店をたたみ非常に寂れてきており、ど

うにかしたいという思いもあります。それに始良警察署も移転しますので、その前に手を打つべきと考えて提案しており、市長とも協議し今補正で対応しないと間に合わないと判断したところです。

審査の中で、次のような意見が出されましたので報告しておきます。

意見、網掛通線にわずかに残る護岸敷石は、江戸時代末期から大正時代にかけての構造物と言われる貴重な護岸である。今から約600年前の南北朝時代から、桃山、江戸初期にかけて明との交易に日本三濤標の三ヶ津のある港と称されていました。地域の歴史を語る重要工作物として大切に保存し、このまちのシンボル、個性として、商業に観光に生かし、有効活用を図る方向で再考してほしいとの意見が出されました。

次に、目11蒲生総合支所費について申し上げます。

蒲生総合支所費、共済費の55万円は、臨時職員の社会保険料が確定したため、不足分を補正計上したものです。

37ページ、消防費について申し上げます。

目1常備消防費の給料、職員手当等は、今後必要な人件費につきまして増額及び減額補正をするものです。

目3消防施設費は、備品購入費の64万円の執行残を、全額需用費の修繕料に組み替えをするものです。

次に、危機管理課について申し上げます。

目5災害対策費、工事請負費の防災無線設置工事5,000万円は、当初予算2億8,700万円に対する追加計上分の補正です。

補正の主なる理由は、加治木地区の防災行政無線整備を進めるにあたり、9月に行った電波伝搬調査の結果に基づき、九州総合通信局と協議を行ったところ、中継所に予定している牟礼ヶ岡は電波送信の条件がよいことから、他自治体に電波障がい及ぼす状況が発生することが判明し、これを回避するには、送信出力を10Wから1Wへ、また、アンテナ角度を30度下向きにすることで、電波範囲を抑える対策をとらなければならなくなりました。

このことから、受信側としては、屋外拡声子局からの音達範囲が狭くなることと、戸別受信機の屋内アンテナでの受診が困難になる地域が発生することから、屋外拡声子局の増設（14局）と戸別受信機用屋外アンテナの設置が必要になったことによる経費の計上であります。

なお、完成時期については、事業内容の精査や設計、見直し等に時間を要していることや、事業費の追加も必要なことから翌年度となり、6ページに記載してありますように繰越明許費も補正計上いたしました。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、今回の補正で100%完了になるのか。また、始良市内の業者が工事を受注できるのか。

答弁、今回周波数を落とすことと、アンテナ角度を30度下向きにすることで受信できない地域が発生します。14局を設置しますが、実際に設置してみないと全体を網羅できるかはわかりません。地形や風向き等により条件が違います。地図上の円は目安の円ですが、加治木地区においてはほぼ網羅できるのではないかと考えています。全く聞こえないところには戸別受信機で対応します。それでも聞こえないときは屋外アンテナを立てて対応したいと思います。入札に関しては、国内製造メーカーは8社です。この8社は施工までする業者です。下請でも地元業者に参加させ、トラブル等があった場合にすぐ対応ができるようにしたいと考えています。極力地元でできる部分は地元でしてい

たいと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第120号 平成24年度 始良市一般会計補正予算（第15号）のうち、総務常任委員会に付託された議案は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（笹井義一君） 1つだけ質疑をいたします。

これは明許繰越をされるということがはっきりしている中で、なぜこれだけの補正が必要なのか。繰越しをされるのであれば、その次に補正を組まれればどうなのか。その辺は議論はなかったですか。

○総務常任委員長（上村 親君） まず、なぜこの補正が必要なのかということだったんですけども、1点目は。

先ほど概要の中で説明いたしましたように、今現在のところ10Wで当初の計画をしていたのですが、その計画では、牟礼ヶ岡の中継局が非常に送信出力が強いということで、他の市町村までその行政無線が入るということで出力を落とさなければならなくなったということで、その10Wを1Wに落としした関係で、当初で行政無線を設置したところを1Wに周波数を落としたことでなかなか電波が伝わりにくいということになりまして、あと14局をとにかく設置をしないといけない、それが新たに発生したところがございます。

そうした中で、24地区の46世帯がその地域から漏れてきまして、それを今度は子局のほうを戸別に設置をするということになって、5,000万円という補正が必要になったということでございます。

繰越明許につきましては、事業の内容が、今からまた申請をしまして、その申請の中でいろいろと不都合が出てくるんじゃないだろうかということも加味されておりました。そういった中で、来年度の事業ということで繰越明許になったということの説明でありました。

○2番（笹井義一君） この防災無線のことにつきましては全協でるる説明を受けまして、そして繰越しをするんだということの説明を受けてわかっているわけですがけれども、繰越すお金があるのであれば、その繰越しする分をそれに充当して、そして、もうちょっとはっきりいろんなものをしてからこの補正をつけ加えていかなければならないのじゃないのかと思うんです。

ですから、請負工事費の防災無線工事5,000万円というのを当初予算の2億8,700万円に追加計上するという、こういう説明なんです。不思議だという気がするものですから、その辺の質疑とか、そういうことはなかったのかと思っているところです。

○総務常任委員長（上村 親君） 確かにそんな、ちょっと委員の中からもありましたけども、具体的に質疑の中には入っておりません。申しわけございません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

引き続き議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）のうち、市民福祉常任委員会の所管部門について、その主なる審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は12月7日、10日に全委員出席のもと委員会を開会し、部長以下担当課職員の出席を求め、現地調査を含め審査いたしました。

まず、福祉部について申し上げます。

予算書27ページ、障害福祉費の補正1,070万7,000円の主なものは、平成23年度実績に伴う障害者自立支援給付費国県負担金返納金468万4,000円と障害者医療費国県負担金返納金585万4,000円であります。

高齢者福祉費の補正211万9,000円は、国の地域支え合い体制づくり事業による地域診療・介護予防拠点施設整備事業として、始良生活改善センター及び堂山自治集会所の改修に伴う工事請負費200万円が主なものであります。

介護保険費の補正5,319万5,000円は、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金5,308万1,000円が主なものであります。

社会福祉施設費の補正5,044万8,000円は、認知症高齢者グループホーム建昌福祉会に対する補助金2,232万6,000円と小規模多機能型居宅介護事業所株式会社浪漫に対する補助金2,232万6,000円及びスプリンクラー整備特別対策事業として、蒲生のさくらさくら164万7,000円、建昌のさざんか186万3,000円、山田のやすらぎの里228万6,000円の3施設への補助金であります。

予算書28ページ、児童措置費180万3,000円は、平成23年度児童扶養手当給付費の国庫負担金精算に伴う返納金であります。

児童福祉施設費の補正9,695万9,000円は、加治木町にあるプレハブを蒲生大楠児童クラブが使用するため、蒲生小学校のグラウンド内へ移設するための工事請負費800万円と、不足が見込まれる私立保育所措置費8,674万5,000円及び始良市外の施設に入所している母子に対する母子生活支援施設措置費234万8,000円の扶助費が主なものであります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、生活保護費負担金の居所不明者分とあるが、具体的に説明せよ。答弁、入院、入所の方が対象になっていますが、離婚や家の滅失等により、退院された後、帰る家のない方のことです。

質疑、児童福祉施設費800万円の移設工事費の内訳はどうなっているか。答弁、解体工事費225万円、整地工事費50万円、運搬費25万円、組立工事費450万円、その他経費50万円となっています。

質疑、児童福祉施設費・扶助費の母子生活支援施設措置費について説明を求める。

答弁、18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはDV等の事情で離婚の届け出ができない母子家庭に準ずる家庭の女性が子どもとともに生活し、心身と生活を安定させるための相談・援助をしながら自立を支援するために設置された施設への入所者への措置費です。始良市内では幸和寮が1か所ですが、今回の補正は、始良市民で幸和寮を除いた県内の施設に入所されている方の措置費です。

質疑、3施設のスプリンクラー整備が出てきているが、施設建設時の設置義務はなかったのか。



答弁、制度開始時、消防法等によるスプリンクラーの設置義務はなかったと思います。平成18年ごろに長崎の施設で火災が発生し入所者の方が亡くなった事故などがあり、それ以降法が改正され設置することが義務化されました。まず、グループホームから設置がされ、その後小規模多機能施設についても特別対策事業で整備されています。今回で市内の既存施設については、全て設置が終了します。

次に、市民生活部について申し上げます。

予算書31ページ、塵芥処理費の補正83万3,000円は、蒲生地区の粗大ごみ収集体制の変更に伴い、本年12月末にストックヤードを閉鎖することから門扉設置工事に係る工事請負費42万7,000円です。また、重富地区及び松原上地区に資源物集荷場を新設し、平成25年1月から収集するための関係経費を計上しています。

予算書34ページ、商工総務費は、消費者相談員の退職に伴う関係経費の減額と各地区で開催する出前講座に使用するパンフレットにかかる印刷製本費の計上であります。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、蒲生地区の粗大ごみ収集が年1回、また、資源ごみ収集では松原上と重富で収集回数が違うのはなぜか。

答弁、蒲生地区は、ことし1月に資源物の収集方法を全面的に変えたということもあり、粗大ごみの収集についても、ごみの量など実績を見ながら今後調整をしていきたいと思っています。また、重富地区の収集体制は、地元の方々が積極的に支援・協力していただいております。それを行政が支援するという方式をとっています。毎週日曜日となると出番が多くなることや資源物の量がまだ不透明なところもありますので、試行期間を経て調整していきたいと思っています。松原上については、シルバーと行政で対応しますので、別府川沿いの収集回数に合わせて毎週日曜日に実施します。

質疑、自治会では月1回分別収集を行っているが、新設される集荷場周辺の自治会では収集はなくなるのか。答弁、現在、始良地区には2か所の集荷場があります。今回新たに2か所の集荷場を設置しますのは、住民の利便性を高め、リサイクル率の向上やごみの減量化を図ることと、ライフスタイルや勤務体系等で自治会のステーションに出せない方々を救済する目的があります。基本的には、隣接の集荷場は、これまでどおり変更しないで、そのまま存続させるという考え方です。

質疑、資源物収集は市がやるのか。地元が協力しながらやるのか。答弁、基本的には、集荷場は税金を投入していますので、当然行政主体でやりますが、コミュニティ活動として地元が積極的にやりたいという強い思いもあり、行政としては非常にありがたいことだと思っています。ある意味では共生・協働のまちづくりとして重富地区はモデル地区になるのではと考えています。

質疑、自治会や高齢者、共働き世帯の負担を減らすため、今後も資源物集荷場をふやしていくことを検討するのか。

答弁、始良市も超高齢化社会に入っており、ここ数年でまだ高齢化は進んでいくという状況の中で、特に始良地区の場合は、ステーションが加治木地区より遠いというデメリットがあります。そういう方々については、地域の方々がお互いに協力しながら支え合っていくというのが1つのあり方ですが、それも限界があると思っています。今、環境基本計画を策定中ですが、ごみの減量化も1つの大きな重点項目にしていますので、高齢者対策をどうするかということも早急に考えていかなければならないと思っています。

質疑、始良地区の可燃ごみ収集箇所は何箇所あるのか。答弁、始良地区の可燃ごみステーションは948か所あります。参考までに、加治木が481か所、蒲生が188か所です。資源物については、始良地

区が195か所、加治木が192か所、蒲生が77か所です。

質疑、消費者専門相談員が退職となっているが、この補充はどうなっているのか。答弁、8月10日付で1名退職されましたので、9月1日付で新たに1名採用しています。

質疑、パンフレット796部の積算根拠はどのようになっているか。答弁、補助事業等の関係もあり、人件費を減額した分、出前講座で使用するパンフレットの印刷製本費を増額しております。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）のうち、市民福祉常任委員会に付託された所管部門については、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 33ページの、ゆっくり申し上げます。社会福祉施設費の補正5,044万8,000円は、認知症高齢者グループホーム建昌福祉会に対する補助金2,232万6,000円と、小規模多機能型居宅、読みません。補助金2,232万6,000円及びスプリンクラーというのが蒲生のさくらさくら164万7,000円、建昌福祉会のさざんか160万3,000円、山田のやすらぎの里が228万6,000円というふうになっています。

その次のページには、「質疑、3施設のスプリンクラー整備が出てきているが、施設建設時の設置義務はなかったのか」ということ、答弁で「制度開始時消防法等によるスプリンクラーの設置義務はなかったと思います」というふうになっておりますが、そこでお尋ねをいたします。

委員会で5,044万8,000円の補正で、認知症の補助金2,232万6,000円、申し上げますが、今読み上げましたこの補助金というのは、この事業主が建昌福祉会とか小規模多機能型住宅事業所浪漫、そして、蒲生のさくらさくら、建昌のさざんか、山田のやすらぎの里、これの補助金が、福祉が、介護が充実していくということは私も十分認識をしておりますが、この補助金が全額なのか、一部は事業主が負担するのか、その辺のところは、金額が大きいもんですから、どんどん施設が改善されて、入所者は安心・安全な生活を送っておられると思うんですが、この補助金の額は全額なのか、それとも一部は事業主が負担するのか。

次のページのスプリンクラーは消防法によって設置の云々と書いてありますけど、その辺のところのこの補助金の額に対する審査、委員会ではどのような議論がなされましたか。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） ただいまの質疑でございますが、この補正額の5,044万8,000円、これが17ページの歳入を見ていただきたいんですが、17ページの歳入のところは国県支出金、介護基盤緊急整備事業補助金、これは100%の補助金でありまして、それを受けて歳出の27ページ、今言われました27ページの社会福祉施設費、ここで同額の補正が出ておりますが、100%の補助金ということで、市はございません。

それで、この5,044万8,000円は、認知症グループホーム、これは建昌福祉会でございますが、加治木、もと開発公社の土地でありましたけれども、西始良小校区、あの上でございますが、あそこの一角にこのグループホームをつくれます。2,232万6,000円。

それから、もう1つは小規模多機能型でございますけれども、さっき出ました加治木の柁城小校区

ですが、株式会社浪漫の施設に対して2,232万6,000円。それから、ただいまありましたスプリンクラー、これがそれぞれ「さくらさくら」の蒲生小でございますけれども、蒲生小校区が164万7,000円、それから、建昌小の「さざんか」が186万3,000円、それから、やすらぎの里が228万6,000円と既存の3施設への補助と、こういうことで100%補助ということでございます。

○5番（田口幸一君） わかりました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○16番（東馬場 弘君） 1点だけ、35ページです。集荷場の件についてお伺いしたいんですが、始良地区では、質疑の中で、答弁の中で、「始良地区には2か所の集荷場があります」云々書いてありまして、その下の行に「住民の利便性を高め、リサイクル率の向上やごみの減量化を図る」ということで、いいことは書いてあるんですけども、次のページですが、質疑の中で「今後も資源物集荷場をふやしていくことを検討されるのか」という質疑に対しまして、始良はあと2か所ふやすとあったんですけど、答弁では「特に始良地区の場合は、ステーションが加治木地区より遠いというデメリットがあります。そういう方々については」云々とあって、最後のほうに「高齢者対策をどうするかということも早急に考えていかなければならない」という答弁になっているんですけども。

加治木地区も来年度は一応1月から試行期間として月に1回という方向になるんですけども、こういった集荷場がどういったものかというのが私は勉強不足で存じ上げてないんですけども、この最後の質疑の中に答えがあまりはっきりとされていないのです。いわゆる「今後も資源物集荷場をふやしていくことを検討するのか」とあって、早急に考えていかなければならないということにはなっているんですけども、この具体的な方法については何か審議されたのか、そのところを教えてください。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 今回の補正につきましては、始良地区を重点にされたということでありまして、質疑の中でもあります。今後、他の地域についてはどうされるかと、そういう方針で臨まれるのかというそういう質疑、答弁はございましたが、それから以上のことについての議論はなかったと思います。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

引き続き議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）のうち、産業文教常任委員会に付託されました農林水産部と教育部に係る予算の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では12月7日と12日に委員全員出席のもと、部長以下担当職員に出席を求め、書類審査及び現地調査を実施しました。

まず、農林水産部に係る補正予算の主なものについて説明します。

農政課、予算書32ページ。

農業振興費の補正177万6,000円は、中山間地域等直接支払交付金の交付額決定による増額補正です。現在、市内には12地区の協定集落がありますが、蒲生地区の2協定集落が合併し、また、全体で協定参加者が6名ふえ、協定農用地面積も約12.6ヘクタール増加したことにより交付額がふえたものです。

農業施設費の8万円の補正は、加治木(西別府)農産加工センターのカップシーラーコンプレッサー修繕料の計上です。同農産加工センターでは、地域で生産されているニンジンを用いてキャロットゼリーを製造していますが、ゼリーを入れるカップにシールを張る工程で、シールが切れずに、カップの接着が悪くなるなどの不具合がことしの夏ごろから発生するようになり、生産のふえる冬場に対応するために、コンプレッサーの電磁弁等を修繕します。

次に、畜産業費の負担金、補助及び交付金660万8,000円は、蒲生地区川東で肉用鶏の黒さつま鶏を生産している株式会社NSファームが5,000羽(年間出荷目標1万2,000羽)を飼養するための簡易鶏舎300m<sup>2</sup>2棟と関連設備に要する事業費に対し、国の「強い農業づくり交付金」事業により事業費の2分の1を補助するものです。残りの2分の1は受益者が負担します。

なお、株式会社NSファームは、本年11月に市の認定農業者に認定されています。

耕地課、予算書32ページ。

農地費の負担金、補助及び交付金の減額1,277万円は、上名地区と住吉地区で実施する県営用排水路施設整備事業が、県の予算枠の不足により事業費が減額されたため、それに伴う負担金の減額と、農地・水保全管理支払交付金事業の共同活動支援事業費の減額に伴う負担金の減が主なものです。

県営用排水路施設整備事業で今年計画され実施できなかった工事については、次年度以降の実施となりますが、目標年度内には完成見込みとの説明がありました。

次に、歳入について説明します。

予算書11ページ、農林水産業費分担金の減額補正152万1,000円は、県営用排水施設整備事業分担金の事業費減額に伴う受益者負担分2.9%の減額です。

予算書17ページ、農林水産業費県補助金の補正額794万円は、中山間地域等直接支払交付金の4分の3補助分133万2,000円と鶏卵・鶏肉生産効率化事業県補助金2分の1補助分660万8,000円です。

予算書20ページ、農林水産業債の減額補正710万円は、県営用排水施設整備事業の事業費減額に伴う補正です。

質疑の主なものを申し上げます。

農政課について。

質疑、鶏卵・鶏肉生産効率化事業の補助の対象はどうなっているか。また、補助率について説明せよ。

答弁、事業の対象者は、受益農家5戸以上の方、農業生産法人、市町村、農協などが対象となります。今回の補助の対象としては、ハウス型の鶏舎と、その中の自動給餌機、消毒器も含めた総額が対象となります。国の事業として強い農業づくり交付金があり、その中で鹿児島県は、鶏卵・鶏肉生産効率化事業という内容になっています。補助率については、国より事業費の2分の1以内を補助するとなっており、残りを受益農家が負担します。今回の施設については黒さつま鶏の飼育を行います。

質疑、鶏舎から出る排水について対策は講じているか。答弁、ハウス内で飼養することにより鳥インフルエンザ等の被害を防ぐ対策がとられます。鶏ふん等の処理は堆肥舎で処理され、排水が発生し

ないような対策をとります。また、雨水等については道路側溝へ流します。

次に、耕地課について。

質疑、県営用排水施設整備事業負担金の住吉地区、上名地区の繰越の理由を示せ。また、事業を始める際に県との事前協議はどうなっているのか。完成年度への影響はないのか。

答弁、地元の方と協議して、年度事業費を県のほうへ申請しております。平成24年度は、県のほうで予算がないということで、5,600万円の事業に対して1,000万円しか予算がついておりません。今後におきましては、なるべく多くの事業を短い期間でできるよう県へお願いしたいと思っております。事前協議につきましては、県とも平成23年度当初におおむね5年で協議をしています。しかし、事業実施がずれ込んでいますので、後年度への予算計上となっています。また、完成年度は当初の予定どおり上名地区は平成27年度、住吉地区は平成26年度を目標にしています。

次に、教育部にかかる補正予算の主なものについて説明します。

教育総務課。

予算書39ページ、小学校費、学校管理費の補正100万円は、錦江小学校プール東側フェンス22.6mの張りかえと北山小学校体育倉庫外壁と雨樋の改修に要する経費の計上です。

同じく40ページ、中学校費、学校管理費の補正200万円は、帖佐中学校グラウンドフェンス改修と重富中学校テニスコートの排水改修、各中学校体育館の水銀灯取り換えの経費の計上です。帖佐中のフェンスについては野球部のファールボールが隣接する住家に飛び出さないように既設のネットフェンスの上に2m継ぎ足し10mの高さにします。

予算書41ページ、幼稚園管理費216万2,000円の補正の主なものは、来年度から3歳児を受け入れる加治木幼稚園と建昌幼稚園の3歳児室に空調設備を設置するための工事請負費と3歳児室用のテーブル・電子ピアノ・テレビ等の教材備品の購入費の計上です。

学校教育課。

予算書38ページ、学校教育事務局費55万8,000円の補正は、始良公民館に開設されている不登校や引きこもりの児童生徒の復校支援をする適応指導教室の通所者数の増加と多動性の生徒に対する指導員を増員するための増額です。

適応指導教室指導員には、学校教諭退職者が当たっており、これまで、午前中2人、午後1人で当たっていたものを午前・午後とも2人で指導にあたります。

社会教育課、予算書42ページ。文化財費は、国の補助を受けて実施している遺跡詳細分布調査事業の予算の組み替えです。共済費・役務費・使用料及び賃借料の不用額を賃金に組み替え、龍門司焼古窯出土品を整理するための作業員の賃金に充てます。出土品遺物が土のう袋で1,500袋あり、7人を雇用して整理作業にあたります。

保健体育課、予算書43ページ。加治木学校給食センター費38万5,000円の補正は、浄化槽計量ポンプ取り換え、給食運搬車車検、調理機器等修繕の修繕料の計上です。浄化槽ポンプは4台設置されており、うち2台は取り換え済みですが、残りの2台のうち1台に電圧の低下が見られ、いつとまってもおかしくない状態のため、今回取り換えを行うものです。残り1台は平成25年度予算に計上予定とのこと。

次に、歳入について説明します。

予算書13ページ、教育使用料105万8,000円は市立幼稚園使用料で、在園者数、減免対象者数確定に伴う補正です。

予算書18ページ、教育費委託金の減額補正58万円は、スクールソーシャルワーカー実践研究事業費委託金とスクールカウンセラー配置事業費委託金の県委託契約額決定に伴う減額です。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課について。

質疑、工事請負費と修繕料を12月補正に計上する理由を説明せよ。答弁、建昌幼稚園の空調機は、来年度入ってくる3歳児用の部屋につけるものです。実際に使用するのは来年の6月ごろとなりますが、4月までに3歳児受け入れの準備を整えるために計上しました。また、錦江小学校のプールフェンスは、傷んでいるのが最近わかったため、今回計上しました。もっと施設を見て回り、早く検討すべきだったと考えております。

質疑、3歳児保育の導入経緯を示せ。また、定員人数は足りるのか。答弁、帖佐幼稚園で3歳児保育をしていましたが、定員15人に約30人の応募がありました。今回、建昌幼稚園と加治木幼稚園に15人ずつ配置することにより、ニーズに対応できると考えています。蒲生地区ではもともと大楠ちびっこ園で行っています。

次に、学校教育課について。

質疑、適応指導教室について、指導員とは具体的にどのような仕事をしているのか。指導により、不登校児童の数は改善されているのか。また、問題行動とは何か。答弁、適応指導教室は、始良公民館と加治木総合支所3階の2か所にあり、時間は9時から15時までとなっています。指導員は主に教育関係の退職者にしていただいております。教室へ通う不登校児童に教育相談等を行っています。現在、始良地区では17人、加治木地区で3人います。適応指導教室から学校に帰った児童は3人となります。全体の不登校児童も減少しています。また、問題行動というより、落ち着きがなかったり、多動性の生徒もいたりしますので、午前中だけでなく午後も2人で対応しなければならない状況です。

次に、社会教育課について。

質疑、龍門司焼古窯から出土した遺物は今後どうするのか。答弁、龍門司焼古窯から出土した出土品が土のう1,500袋分ありますので、ブルーシートをかけて保管しています。今後洗って確認後、整理していきます。

次に、保健体育課について。

質疑、給食運搬車車検はなぜ12月補正で計上されているのか。答弁、平成24年度中に車検がありますので、当初予算で計上していましたが、急遽浄化槽ポンプや厨房機器の修繕が発生したため流用したことにより予算が不足しました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）のうち、産業文教常任委員会の所管部門については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 簡単な質疑を行います。

39ページの一番下の学校教育課ですけど、「始良公民館に開設されている、不登校や引きこもりの児童生徒の復校支援をする適応指導教室の」云々というのが書いてございますけど、審査の中で、こ

の補正は平成24年度の補正だから、これで私は妥当だと考えますが、平成25年度1年間始良公民館は休館になって、大規模改修が行われるというふうに聞いておりますが、審査の中で、この始良公民館に開設されている不登校や引きこもりの児童生徒の復校支援、25年度はどうするか。

それと、41ページも学校教育課の中に、答弁の中で「適応指導教室は始良公民館と加治木総合支所」云々というのがありますけど、その審査の中で、平成24年度は3月までで、この補正で十分対応ができて妥当だと考えますが、不登校児やこの子どもたちの平成25年度の取り扱いをどうするかということで、産業文教委員会の中でどのような議論がなされたものかどうかをお知らせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） おっしゃいますように24年度予算ということで、25年度についてはどこで実施するかとか、そのあたりの件につきましては話題に上りませんでした。

○5番（田口幸一君） はい。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（笹井義一君） 1点だけお尋ねいたします。

37ページの農業施設費の8万円の補正についてでございます。これは加治木の農産加工センターの施設修繕料という計上でありますけれども、加治木農産加工センターは指定管理がなされております。それから、この農産観光センターは株式会社として実質運営をされております。この農業用施設、コンプレッサの修繕代を出すのは妥当であるのか、ないのかということなんです。

結局、施設の根幹的なもの、これについては行政側でやると、しかし、通常の維持費的なものについては、その指定管理を受けたそこがやっていくという、そのような取り決めがあろうと思うんですけども、その辺はどのようになっているのかお聞かせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 正直申しまして、そこまでの認識はなくて、指定管理者によって運営されているということを確認しておりませんで、そこまでの議論はございませんでした。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（安田 久君） 委員長に質問をしますが、本音は執行部に質問をしたいところです。

40ページの後ろから41ページにかけて錦江小学校のプールのフェンスが傷んでおったということで補正が上がっております。これを、こういう答弁を委員会としては受けられて、この程度のことが、教育委員会が学校施設課のほうで施設を見て回って発見するべきものなのか、私はこの程度の100万そこらのものがなぜ学校からこういう申請が出てこないのかと、そういう体制になっておってしかるべきだというふうに思うわけですが、それ以上の追及は委員会としてはされませんでしたか。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） そのところの議論は行っておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 1つだけ。今、同僚議員の質疑と若干似通っているんですが、今回の小学校費、中学校費、管理費の補正ということで、ほとんどが本体より外の部分です、プールとかフェンスとか。そういうことで、今回の補正で、この程度で本体に外壁等々の、特に始良地区の小学校、中学校の外壁を見ると非常に危険箇所が、下から目視だけでもあるんです。

ですから、そこらの、本当に児童生徒を安心安全を守るという観点からした場合に、この補正で十分なのかどうか。学校側としてはなかなか意見が言いにくい、要望が言いにくいということもよく聞くんですが、そこらあたりの議論等はなかったのですか。

それと、補正に外れるんですが、来年度の当初で思い切ったそういう外壁あたりの計画等の説明があったのかどうか、お知らせください。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 今回の補正予算の審査の段階では、その件について出ておりませんが、決算時に特に指摘事項として外壁等の補修を早期に実施するようということで、指摘事項には上げております。

○29番（森川和美君） ありがとうございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） 次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

引き続き議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）の所管事項について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと12月7日、12日に開催し、部長以下担当課職員に出席を求め審査いたしました。

説明の要旨は次のとおりです。

土木費関係は、道路新設改良費で事業費の確定に伴う県単道路整備事業負担金と建築住宅の管理に要する経費です。

土木課関係について、歳出では、道路新設改良費の県単道路整備事業負担金892万5,000円は、県道伊集院蒲生溝辺線ほか2路線の事業費確定に伴う増額分の計上です。

歳入では、土木債の地方特定道路整備事業800万円は、歳出の県単道路整備事業負担金に係る起債の計上です。

建築住宅課関係について、歳出では、建築住宅費管理費の修繕料280万円は、塩入団地及び三船団地の浄化槽等に要する修繕料の計上が主なものです。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、負担金にかかる起債は義務づけられているのか。決まりごとがあるのか。答弁、建設部関係



の起債のあり方についてですが、単年度だけでなく、今後も継続して使うもので、後年度にも負担をお願いするという意味で起債を充当しています。交付税に算入され、市の財源として入ってきます。

質疑、浄化槽は整備して何年になるのか。受益者負担はどうなっているのか。答弁、塩入団地が昭和58年、三船団地の1、2号棟が昭和57年なので、どちらも30年近く経過しています。浄化槽の設備の管理、法定点検等は市が負担し、通常の点検、整備、管理は業者に委託しており、それに係る経費は共益費で負担しています。団地において違いますが、それぞれ3,000円から4,000円です。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）の所管事項については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。これで、議案第120号の質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第120号は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第120号は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第24、議案第121号 始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第121号 始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の委員会の求めに応じて開かれる公聴会などへの参加者に対し、実費弁償を支給するための規定を整備するもので、本年11月21日に始良市議会会議規則の一部を改正する規則が議員発議され、即決されましたが、この規則とも整合を図るものであります。

主な内容は、実費弁償を支給するための委員会の名称を定めた法改正に伴い、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にかかる引用規定について所要の改正を行うものであります。

なお、法の一部改正の施行日に違いがあるため、本条例の改正を2つに分け、施行期日を、第1条

の規定については公布の日から、第2条の規定については政令で定める日からとするものであります。よろしくご審議の上、議決下さいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明は終わりました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） たびたび立ってすいません。それでは、新旧対照表でもってお尋ねをいたします。

まず、第2条の第2項公聴会に参加した真に利害関係を有する者または学識経験を有する者、もう1回でとどめますから全部言います。第3項は、出頭した参考人をその具体的に説明してください。

それで2点目は、過去においてこのような事案があれば、それを説明してください。

それから3点目、いろいろ委員会等で請願とか陳情とか、請願者、陳情者、紹介議員という方々が委員会で入っている協議会が開かれますが、そのときの実費弁償とは、車馬賃——ガソリン代のことですか、その3点を説明してください。

○総務部長（屋所克郎君） 3点ということでしたが、ちょっと2点しかわからなかったんですが、参考人等の今までの例というのは、人もしくは参加をお願いしたという例はございませんでした。

それから、この実費弁償についてでございますが、始良市報酬及び費用弁償等条例というのがございまして、出頭をお願いした場合には、この中の各種専門委員等がございまして、これと同じ額を支給するということでございます。

それと、それに伴いまして、旅費等が発生した場合には、市長の例によって支給をするということでございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 委員会でさっきも申し上げましたが、請願が出たとき、陳情が出たときに委員会に、私は今総務委員会に属しておりますが、総務委員会とか、前は建設水道委員会でしたが、そういうところに出られる方々の場合はわかっておりますが、今、市長は提案理由を説明されましたけど、この公聴会に参加したという1項がありますけど、公聴会とはどのようなものか。そしてこの公聴会というのが過去において開かれたものか。それから、今後はこの条例が可決されて成立すれば、この公聴会なるものが開かれていくと思うのですが、まず、お尋ねしたいのは、公聴会とはいかなるどのようなものか、それを説明してください。

もう一つは過去において、始良市において公聴会が開かれたものか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、公聴会とはということですが、公の機関が、重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する場合に、利害関係者、学識経験者等の意見を聞くために開く会合ということで、これが公聴会でございます。

公聴会が今まで開かれたことがあるかということでございますが、これにつきましても、議会等にもお聞きしましたが、今までも開かれたことはございません。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第121号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第121号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第25、発議第12号 始良市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。発議第12号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

議会運営委員長、登壇してください。

○議会運営委員長（法元隆男君） 登壇

○議長（玉利道満君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから発議第12号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第26、陳情第8号 市営住宅の建設による地域活性化についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第8号 市営住宅建設による地域活性化について（陳情書）について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、全委員出席のもと9月24日、11月7日、12月7日に開催し、詳細に審査いたしました。

9月24日は、委員会を協議会に切り替え、陳情者の出席を求めて陳情内容の説明を十分にお聞きいたしました。

説明の内容について申し上げます。

陳情者の住む触田地域は、市内の南部に位置づけられ、九州縦貫自動車道の始良インターチェンジを有し、その広域的な高速利便性の高まりを言われながらも、その利用者の多くが素通りの様相を呈し、さらに、せっかく地元や近隣市町村で働いている子どもたちも、そのほとんどが市中心部の民間賃貸住宅か市営・県営住宅を選び生活しております。空き家住宅の入居推進をいたしておりますが、簡単には実現していないのが現状であります。

利便性のよさが逆効果となり、南部地域でも一番西側に位置する触田地区は、ますます取り残される感があります。

当地区に当面の財政負担の少ない、借上型市営住宅を建設し、まず地域の人口増と若者の定住を図ることが、地域活性化の一つにつながるものと思慮します。

当地区には、これらをすぐにでも建設できる場所（土地）もあり、また、地域活性化を望む住民の協力も得られやすいと思います。

以上のような説明を受け、協議会における陳情者との質疑の主なものを申し上げます。

質疑、住宅を建設する土地はすぐ確保できるのか。学校の問題はネックにならないか。借上型住宅の戸数や形態などどのように考えているのか。答弁、土地は2か所は了承を得ています。小学校については、新しく入る人が西始良小を希望すれば行けない話ではないと思います。借上型住宅については、職員（建築住宅課）から説明を受け、借上型であれば入居の条件を指定できるということであったので、借上型を考えています。戸数は10戸ぐらいあればと思っています。

質疑、市営住宅建設は自治会活性化の一つの手段ではあるが、ほかの方法は考えられないか。また、

子育て家庭は触田地区（上、下）に何戸ぐらいあるのか。答弁、不便だということで、個人住宅はつくられないからこそ要請しています。仮にできれば、若い世代の方が帰ってくると思います。54戸のうち6軒ぐらいが子育て家庭です。

その後、協議会を委員会に切り替え、執行部の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における執行部との質疑の主なものを申し上げます。

質疑、住宅政策をどのように考えるか。条件はどう考えるか。一時しのぎにならないか。答弁、市全体で考えて、地区の人数や学校などを考慮して計画を立てています。条件は政策的なことですので、すぐには答弁できませんが、龍門の市営住宅では、18歳未満の子どもがいる世帯は固定家賃から減額を行っています。若い方が住みやすいような方法は検討できると考えます。

質疑、触田は学校や保育園の問題がある。西始良小学校に通学道路ができればと思うが、触田についてどのように考えるか。答弁、自治会長とお話をしたときに、以前は重富小学校から急に変えることは難しかったと聞いております。こういう地域はほかにもたくさんあり、学校の話は重要だということはお話ししました。入居の条件は設定できますが、学校については、地域と行政全般に関係しますので、答弁できません。

以上で委員会の質疑を終結しましたが、この案件については、さらに十分に精査する必要があるとの意見が多く、継続審査とすることに決しました。

その後、柴一也氏から、9月28日委員長宛てに、「委員会員の質問に対する苦言について」、また10月1日議長宛てに、「市営住宅建設の陳情について」102名の同意書が提出されました。

これまでの経過を踏まえ、閉会中の11月7日に再度委員会を開催し、執行部の出席を求め、今後の市営住宅建設計画及び触田地区における借上型市営住宅建設の可能性、地域活性化と住宅政策等について、意見を聴取しました。

その結果、旧町それぞれ地域の状況が異なり、始良地区南部では民間による建設が進んでいるが、触田については計画が難しい地域であり、加治木では永原地区、始良では山田地区で市営住宅建設を進める予定である。

ほかの地域における市営住宅の建設は、今後、始良市公営住宅等長寿命化計画のスケジュールの見直しで考えないといけないが、新規でつくる場合、集落・自治会組織の問題など優先順位がある。また、同計画を3月に作成したばかりで今すぐ見直す状況にはない。

2番目に、それぞれの地域からさまざまな要望がある中、始良市公営住宅等長寿命化計画はそういった要望など十分検討した上で作成している。借上型市営住宅は、触田地区を含めて場所の選定が一番難しく、当初の試算どおりにならず、市の負担だけができてしまうことも考える。

3番目に、触田地区は小学校までの距離が遠く、住宅政策だけでは地域の活性化は難しい。さまざまな部署を巻き込んだ総合振興策が必要と考える。

以上のような観点から、委員会で協議した結果、陳情書にある市営住宅の建設については、早急の対応は難しいと思われる。

しかし、寂れる地域を何とか活性化したいと願う陳情者の熱意・思いは十分理解でき、市営住宅はその一つの考え方と受けとめ、陳情の活性化という趣旨は尊重したいとの意見が出されました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、陳情第8号 市営住宅建設による地域活性化について（陳情書）については、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 委員会で陳情者が説明され、質疑があった後で、その後榮一也氏から、9月28日委員長宛て、10月1日議長宛てに委員会の委員の質問に対する苦言についてと、市営住宅建設の陳情についての102名の同意書が添えられて書面が提出されているようですが、この中身についてちょっと詳しくご説明ください。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 最初の委員長宛ての委員会委員の質問に対する苦言についてということでございますが、このことにつきましては、陳情者と委員との見解の違いがございまして、詳細につきましては、事務局のほうにありますので、それをごらんいただければと思っております。

○23番（里山和子君） それではだめですよ。質疑してるんですから、中身について説明ください、簡単でもいいですから。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。

（午後2時25分休憩）

○議長（玉利道満君） いいですか。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時25分開議）

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 苦言につきましては、委員会の苦言につきましては、非常に陳情者の方が委員の言葉のものにつきまして苦言でしたので、それにつきましての詳しいことちゅうのはこの議場の中ではちょっと言いがたいものですから、委員会のほうの事務局のほうで保管しておりますので、そちらのほうをごらんくださいという趣旨です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○23番（里山和子君） 議長、その他にもう一つのことも聞いていますけどね、議長宛てに来たもの。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 議長宛てに来ました市営住宅建設の陳情につきましての102名の同意書というのが、実はその前に、本論のときに熱意があるのかどうかということで質問をお互いにやりとったわけです。その結果、ありますよということで、婦人会とかあるいは青年団とか、いろんなのが熱意があるかということを確認しまして、その結果のやりとりの中で、後からありますよということの言葉の後に訂正が来たと、その後にはもう既に継続審査されておりましたので、その後に出てきた書類でございます。よろしいでしょうか。

○23番（里山和子君） 2問目はできるんじゃないですか。納得されなかったもので、この2つの文書が提出されたんじゃないかっていうふうにも私は理解するんですけども、そういうことだったのか。

私はよく、週1回新聞配達で触田は毎週行くんですけども、確かにもう高齢化が進んでいて、高齢者が多いですね。54戸のうち6軒ぐらいしか子育て家庭がないということで、山田とか永原地区にやっぱり同類の過疎化が、相当高齢化が進んでいる地域だというふうに私も理解しております。

ですから、地域の方々がこういう市営住宅を設置してほしいというのを要望されているという気持ちは非常にわかるんですけども、どうして趣旨採択で本文の全面採択に至らなかったのかどうか、そのあたりの理由をお聞かせください。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 先ほど経過を述べましたが、やはり地域の一つのまとまりというのを中心に考えながら、住宅政策をまた一方では考えながら審議いたしました。その結果が、今読み上げました結論として皆さんにご報告したものでございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 里山議員が今質疑されたこととほぼ重なると思うんですが、最初は46ページの一番下の行で継続審査、そしてその次に9月28日に委員長宛て、10月1日に議長宛ての陳情書が届いたと。これによりますと102名の同意書が提出されていると。熱意はあるということで私はそのように受け取ります。

そしてまた、加治木地区では永原地区、始良地区では山田地区で市営住宅建設を進める予定であるということで、この触田上地区にも過疎化しています。児童数も少ないし、ですから、永原地区、山田地区に市営住宅の建設を進めるのであれば、この平松地区の一番西部地区にあるここにも市営住宅、これは借り上げ型となっておりますが、そのような政策をとっていくべきだというふうに思います。

陳情の中で継続審査から趣旨採択ということで一步前進かと思うんですが、もう1回出てくると思うんですよ。榮一也さんは、立派な触田上地区の自治会長さんです。ですから、その辺のところを踏まえて、いろいろもう2回も3回も委員会で審査されておりますが、もしもう1回出てきたときには、今度は趣旨採択じゃなくて、陳情を採択するというようなふうになるのかどうか。ただ、今の段階では、委員長は答弁できないと思うんですが、そこ辺の見通しはどうでしょうか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） そのことについては答えることはできません。政策的な市の考えにも入りますので、委員会ですから。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（堀 広子君） 最後の結果の2番目のところですか、借上型市営住宅は触田地区を含めて場所の選定が一番難しく、当初の試算どおりにならず、市の負担だけができてしまうということですが、そういう意味では、市の負担がどのようにふえてくるのか、そこら辺、それと選定が難しい理由を教えてください、そこら辺の審議を。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 借上型市営住宅の件につきましてのこのことにつきましては、先ほど読み上げましたように、市の執行部との打ち合わせの中におきましても、十分このあたりを検

討しましたが、やはり市の財政が後もって入居者が少なくなったという時点でどうなるかということまで勘案しながら、検討しました。

○24番(堀 広子君) この予算の試算の件ですけど、そういう意味では市の負担がどれだけあって、どれだけふえるというようなことの試算もお聞きになられたんでしょうか。

○建設水道常任委員長(湯川逸郎君) 市の負担がどうこうということは、実際入居してしまわないとそこまでの計算ちゅうのはできませんので、そういう模範的なものだけで構想で入りました。

○議長(玉利道満君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) これで質疑を終わります。

委員長、降壇してください。

○議長(玉利道満君) これから討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対の発言を許します。

○23番(里山和子君) 原案には賛成ですけど、委員長報告に反対です、趣旨採択に反対。

○議長(玉利道満君) 原案に賛成者の発言を許します。

○23番(里山和子君) 陳情第8号 市営住宅の建設による地域活性化について、賛成の立場で討論いたします。

この陳情者の方が、土地は2か所了承を得ているというふうに土地まで了承を2か所も得てきておられるということと、それから、10月1日には議長宛てに市営住宅建設の陳情について、102名の同地区の同意書が提出されているということで、54戸のうちほとんどの方々が同意書を——建設をしてほしいという陳情に同意するという同意書が出されたということもあります。

それから、小学校がちょっと遠いというはあるんですけども、私は重富小学校に行くよりも西始良小学校に行くほうが近いのではないかというふうに見ておりますので、前回はちょっと重富小学校との交渉がうまくいかなかったようですけども、これは校区審議会とかのあたりで検討していただければ、西始良小に行けないこともないというふうに考えます。

それから、加治木の永原地区、始良では山田地区に市営住宅の建設を、これは山田なんか4棟でしたかね、建設が計画をされているわけでございまして、重富地区になりますけれども、触田は前から、榮一也氏が今自治会長ですけど、ほかの方からも私言われてた経過もございまして、こんだけの高齢化が進んで、地域を支える若い人たちがいなければ、その地域の高齢化された人たちを誰が支えるのかという問題が、大変重要な問題が私は出てきて、深刻な問題だと思っております。

ですから、永原地区や山田地区のように市営住宅を建設するか、それとも買い取りでもいいんですけども、若い人たちが住めるように手だてをとるとというのが、公平な立場ではないかというふうに思います。



議会はこのように、当局がそう考えるのはあるのかもしれませんが、議会は住民の要望をきちんと当局につなぐというのが議会の役割だと思いますので、これを全面採択じゃなくて趣旨採択にするというのは議会のあり方として、委員会のあり方としていかなものかということで、委員会に対してもちょっと疑問を感じております。

そういった点で、住民の陳情を全面採択するべきだということで賛成討論としておきます。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

○2番（笹井義一君） 賛成の立場で討論いたします。

借上型市営住宅、これは全く借上型でありまして、業者がつくったものを借りて、そして住民を住まわせて、そして入居者があろうがなかろうが、家賃は全て20年なら20年行政が支払っていくという、そういう制度のものでございます。

そして、なぜここで問題になっているのかと申し上げますと、例えば山田地域、それから永原地域はそこに核となる学校が近くにあるわけなんですね。そうすると、そこにはおのずと人が集まってくる様相があります。

ところが、重富小学校と触田というのは非常に距離がある。だから、今里山議員が言われましたように、西始良小学校が児童数がずっと減ってきて、もう相当今減ってきているという状況が進んでいるわけですが、そこも考えながら、やはり全体的に大きな枠で考えて、そして、そのようなことがきちっと整備される中で、条件整備がされた中であれば、その可能性はあるであろうと。

ですから、今のところ採択できますと、本当は採択か不採択であって趣旨採択というのは、実際あり得ない話だろうと皆さん陳情者は思われると思います。しかし、今の現時点では、それを採択するというのではなくて、やはり活性化したいという思いと、そこに何かをしたいという、そういう思いはわかるわけですが、冒頭で申し上げましたように、そこに住宅を建てました。そして今そこで育った子どもたちは、今いろんな地域の職場で働きながら、近傍のところで働きながら、しかし、市の中心部の民間住宅とか、あるいは県営・市営住宅に居住しているということ等を考えたときに、少しこれはやはり無理があるということで、趣旨採択としたものでありまして、これはまだもう少し全般的な視点で活動して、そして見込みを立てなければならぬというようなことでございますので、趣旨ということで賛成といたします。

○議長（玉利道満君） 里山議員、里山議員は原案に賛成ですね。

○23番（里山和子君） 原案に賛成です。

○議長（玉利道満君） 笹井議員は原案に反対ですね。笹井議員は趣旨採択に賛成。

それだけ確認しておきます。ほかに討論はありませんか。

○29番（森川和美君） 賛成でいいですかね、趣旨に、交代でやらんでいいですか。

○議長（玉利道満君） 趣旨賛成に賛成の方。

○29番（森川和美君） 私は、趣旨採択に賛成の立場で討論をいたします。

心情的には陳情者もよく存じ上げておりますし、全面採択をしたいというふうには思っておりますが、このような地区は始良市内にはたくさんあるわけですね。そして、委員会として全ての陳情・請願に賛成をせんならんという決まりはないわけですね。

ですから、今まではほとんど議会、委員会では採択という方法がほとんどとられてきたと思うんですが、やはりこれからは慎重にあらゆる角度から調査・協議をしながら、そのために我々委員会としても、私委員としても継続をすべきだと。さらなる慎重な審査が必要だということで、一旦継続審査にして、そしてまたあらゆる審査を重ねて、いろんな審議、提出者からのご意見、またあわせて、執行部からのさらなるご意見を聞きながら参考にして決定したわけですけれども、ここにも報告にもありましたように、住宅の政策だけでは54戸の地域が必ずしも過疎化を脱出したり、あるいは高齢化を若返らせるという保証はないし、あるいはまた住宅建設を仮にしても、子どもさんを出産される方のみが入居されるという保証もないわけですね。

ですから、やはりこれからは委員会としても、議会としてもそこらは現実的なあらゆる関係部署等の、あるいは地域近辺の環境等も考慮しながら、厳しい決断をするときはせんないかんというようなことで、趣旨には賛成したいということから趣旨採択にしたところで、私もそのことには賛成をいたしました。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第8号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 賛成多数です。陳情第8号は趣旨採択をされました。

○議長（玉利道満君） 日程第27、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会

中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第28、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第29、議員の派遣の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議員の派遣について、会議規則第160条の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成24年第4回始良市議会定例会を閉会します。

(午後2時47分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員